

慶弔規定

- 第1条 本会は愛媛県仏教会会員（以下会員という）の慶弔事に際し、下記の規定により慶弔の意を表する。
- 第2条 会員が下記に類する慶事に会った時は祝電を送る。
- （1）叙勲
 - （2）晋山式（住職継職）
 - （3）本堂落慶
- 第3条 会員が逝去した時は弔電を送る。
- 第4条 慶弔の事由の発生を知りたる者は県仏教会事務局長に報告する。
- 第5条 この規定は会則の内規とし、平成6年6月8日から施行する。
- 2 令和6年6月21日、一部改正。